平成２４年（フ）第１７６号
北九州市小倉北区金鶏町11番27―107号
債務者　高幣　昌義
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２００号
北九州市若松区東小石町５番２―402号
債務者　田中　里奈（旧姓森谷）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５号
青森県弘前市大字城東中央４丁目12番地11
債務者　久保田五月
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５３号
盛岡市山岸５丁目１番20号　サンライフ山岸103号
債務者　設樂　貴光
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５４号
盛岡市山岸５丁目１番20号　サンライフ山岸103号
債務者　坂下　清美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８８７３号
大阪府池田市姫室町12番18号　207号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８２号
大阪府守口市本町２丁目４番９―402号
債務者　坂本　公延
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７０号
大阪市東淀川区西淡路４丁目13番５号
債務者　岡村　浩一
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４３号
大阪市生野区勝山北３丁目１番１―502号
債務者　松比良亜衣（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８７号
大阪府豊中市上野東２丁目11番18号
債務者　出渕　　昭
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７５号
大阪市淀川区東三国３丁目11番11―506号
債務者　則包　隆司
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９３号
大阪市住吉区庭井１丁目13番50号
債務者　志方　政仁
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９５号
大阪府豊中市大島町３丁目11番20―707号
債務者　川岡　義紀
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１５号
大阪府守口市金田町１丁目50番４号、前住所
大阪府守口市梶町４丁目73番４号
債務者　堀江　美世
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１９号
大阪市此花区西九条２丁目１番32―602号
債務者　杉坂　明美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２３号
大阪市都島区都島中通１丁目６番29号
債務者　北川　嘉紀
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３４号
大阪府枚方市招提元町１丁目１番15号
債務者　高山　成治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部